

税 チャンネル

災害による固定資産税の減免について

お問い合わせ 税務課 ☎ 0986-76-8804

【土地】

被害面積の割合	減免または免除の割合
8割以上	10割
6割以上8割未満	8割
4割以上6割未満	6割
2割以上4割未満	4割

台風や豪雨などが発生する時期となりました。災害により田畑が流出するなどの被害を受けられた方は、被害の程度により固定資産税の減免制度があります。また地震による家の倒壊・火災による住宅や畜舎などの消失も、同じく被害の程度

【家屋・償却資産】

被害による価値の減額割合	減免または免除の割合
原型をとどめない(10割減)	10割
大修理を要し6割以上減と認められるとき	8割
4割以上6割未満の減と認められるとき	6割
2割以上4割未満の減と認められるとき	4割

により減免制度があります。税務課に問い合わせ後、印鑑を持参のうえ手続きを行ってください。届け出のあった件は現地調査をして、災害減免の対象となった場合は、納期の来ている税額で減免の調整をします。

国民年金 のはなし

「ねんきん定期便」について

お問い合わせ
市民環境課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

皆さんは日本年金機構から自分の誕生月に届く「ねんきん定期便」をチェックしていますか？

「ねんきん定期便」は年金の加入期間や将来貰える年金額が記載されていますが、実はその内容は年齢によって違います。

50歳未満の方の場合、これまでの加入実績に応じた金額が記載されています。若い方の場合加入期間が短いので記載されている年金も少額です。今後60歳まで保険料を納付していくことで年金額は増加していきます。

50歳以上になるとこれまでの実績にプラスして今後の見込みを含めた年金額が記載されています。将来受け取ることができる年金額の見込み額が確認できますので、セカンドライフの生活設計の参考にすることをおすすめします。

いずれの場合も記載されている年金の加入期間に「もれ」や「誤り」があると正しい年金額が計算されません。特に転・退職した方や結婚で苗字が変わった方は要注意です。「ねんきん定期便」が届いたら内容に「もれ」や「誤り」がないかしっかり確認しましょう。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
7月12日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所市民係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。

Soo市 健康なび はじまります♪

日ごろ思っている健康に関するギモンに
お答えする『Soo市健康なび』が始まります。

お問い合わせ 保健課 ☎ 0986-76-8806

- 血圧が高いとなぜ悪いのかな？
- 曾於市には血圧が高い人はどれくらいいるのかな？
- 糖尿病は薬飲んでいるから大丈夫？
- 太っているとなぜいけないの？
- わかっちゃいるけどやせられない…… などなど



テーマを募集します！

お医者さんに聞きたいけどなかなか聞けないこと・病気のこと・食事のことなど、ぜひ聞いてみたい・読んでみたいテーマがありましたらご連絡ください。皆さまのご応募お待ちしております。

★テーマの応募方法 保健課 健康増進係 (☎ 0986-76-8806) までお電話ください。

『Soo市健康なび』第1号は高血圧症①からだ編についてです。お楽しみに。

日常に潜む 消費生活 トラブル

お問い合わせ
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

今月の相談

「訴訟着手発布通知」というハガキが届いた。内容を確認すると、以前利用した会社に未払いの料金があり、相手が裁判所に民事訴訟を起こしたというものだった。万一心当たりがない場合は、訴訟取り下げ最終期日の〇月×日までに連絡をする必要があると書かれており「〇〇省管轄△△センター」の名前と連絡先の電話番号が記載されている。連絡した方がよいか。



訴訟の通知を装う架空請求

- 「地方民事執行センター」や「地方裁判所管理局」といった公的機関のような名称を名乗るところから、訴訟に関するお知らせが届いたという相談が全国の消費生活センターに寄せられています。
 - 裁判所が送付する本物の訴訟関係の書類は、郵便局員が名宛人に直接手渡しする「特別送達」という配達方法で届きます。郵便受けにそのまま配達されることはありません。
 - 相手に連絡すると、個人情報を出されたり、裁判の取り下げ費用などの名目で金銭を要求される可能性があります。絶対に連絡しないようにしましょう。
- 本物がどうか判断できないときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活
弁護士相談会のお知らせ
日時：7月12日(水)午前10時～正午
場所：市役所本庁南棟2階多目的室②
相談時間：1人30分 定員：4名
※相談無料。事前申し込み順です。